中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）における

先端設備等導入促進計画の認定に係る要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）に規定する先端設備等導入に関する計画（以下「先端設備等導入計画」という。）等の手続き及び認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業等の経営強化に関する基本方針　法第３条第２項に規定する中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する方針をいう。

（２）導入促進基本計画　法第４９条第１項に規定する先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画をいう。

（３）先端設備等導入計画　法第５２条第１項に規定する先端設備等導入に関する計画をいう。

（４）中小企業者　法第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

（５）認定経営革新等支援機関　法第３１条第２項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

（認定基準）

第３条　先端設備等導入計画の認定基準は、次のとおりとする。

（１）先端設備等導入計画が、中小企業等の経営強化に関する基本方針及び本市の導入促進基本計画に適合するものであること。

（２）先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

（標準処理期間）

第４条　先端設備等導入計画の認定及び変更の手続きに係る標準処理期間は、３０日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（先端設備等導入計画認定申請）

第５条　先端設備等導入計画の認定を受けようとする者は、先端設備等導入計画に係る認定申請書（中小企業等経営強化法施行規則（平成１１年通商産業省令第７４号。以下「施行規則」という。）様式第２２）を次の書類とあわせて、市長に提出しなければならない。

（１）先端設備等導入計画に関する確認書（施行規則第２６条第２項の「当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類」）

（２）直近２期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）。ただし、設立２年に満たない中小企業者は、１期分の決算書。また、設立まもない中小企業者は、事業計画書及び収支予算書。

（３）商業登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（インターネット謄本可）（発効後３か月以内のもの）。ただし、個人事業主の場合は、直近の確定申告書（写し）。

（４）直近の滞納無証明書

（５）直近の納税証明書（法人は法人市民税、個人は市県民税）

（６）同意書（様式第７号）

（７）事業の概要が確認できる書類（パンフレット等）

（８）リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）（導入する先端設備等をリース契約で取得する場合に限る。）

（９）その他市長が特に必要と認める書類

２　中小企業者は、前項に定める書類の他、必要に応じて次の書類を市長に提出できるものとする。

（１）先端設備等に係る誓約書（施行規則　様式第２３）

（２）中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写し）（施行規則第２６条第３項の「第７条第２項に規定する要件に該当することを証する書類」）

（３）先端設備等に係る誓約書（施行規則　様式第２４）

（４）建築確認済証、建物の見取図及び先端設備の購入契約書（施行規則第２６条第４項の「第７条第３項に規定する要件に該当することを証する書類」）

（先端設備等導入計画認定）

第６条　市長は、前条の規定による先端設備等導入計画に係る認定申請書の提出があったときは、当該先端設備等導入計画に係る書類等を審査し、その基準を満たすと認めるときは、先端設備等導入計画に係る認定通知書（様式第１号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による先端設備等導入計画に係る認定申請書の提出があったときは、当該先端設備等導入計画に係る書類等を審査し、その基準を満たさないと認めるときは、先端設備等導入計画に係る不認定通知書（様式第２号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（先端設備等導入計画変更認定申請）

第７条　前条の規定による認定通知書を受けた中小企業者は、先端設備等導入計画における計画期間の末日までの間において、先端設備等導入計画を変更しようとするときは、先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（施行規則　様式第２５）を次の書類とあわせて、市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（１）先端設備等導入計画に関する確認書（施行規則第２７条第３項の「当該計画の目標

　　が達成されると見込まれることを証する書類」）

（２）直近２期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）。ただし、設立２年

に満たない中小企業者は、１期分の決算書。また、設立まもない中小企業者は、事業計画書及び収支予算書。

（３）商業登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（インターネット謄本可）（発効

後３か月以内のもの）。ただし、個人事業主の場合は、直近の確定申告書（写し）。

（４）直近の滞納無証明書

（５）直近の納税証明書（個人は市県民税、法人は法人市民税）

（６）事業の実施状況を記載した書類（施行規則第２７条第２項の「当該先端設備等導入

計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類」）

（７）リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）（導入する先端設備等をリース契約で取得する場合に限る。）

（８）その他市長が特に必要と認める書類

２　中小企業者は、前項に定める書類の他、必要に応じて次の書類を市長に提出できるものとする。

（１）変更後の先端設備等に係る誓約書（施行規則　様式第２６）

（２）中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証

明書（写し）（施行規則第２７条第４項の「第７条第２項に規定する要件に該当することを証する書類」）

（３）変更後の先端設備等に係る誓約書（建物）（施行規則　様式第２７）

（４）建築確認済証、建物の見取図及び先端設備の購入契約書（施行規則第２７条第５項の「第７条第３項に規定する要件に該当することを証する書類」）

（先端設備等導入計画変更認定）

第８条　市長は、前条の規定による先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書の提出があったときは、当該先端設備等導入計画の変更に係る書類等を審査し、これを認定したときは、先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書（様式第３号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書の提出があったときは、当該先端設備等導入計画の変更に係る書類等を審査し、これを認定しないときは、先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書（様式第４号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事業計画中止（廃止）届）

第９条　第６条及び前条の規定による認定の通知を受けた中小企業者は、先端設備等導

入計画を中止し、又は廃止する場合には、先端設備等導入計画に係る中止（廃止）届出

書（様式第５号）を市長に届出なければならない。

（認定の取消し）

第１０条　市長は、第６条及び第８条の規定による認定の通知を受けた中小企業者が、次

の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、先端設備等導入計画に係る認定取消

通知（様式６号）により、その認定を取り消すことができる。

（１）先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行っていないと認めるとき。

（２）先端設備等導入計画が法第５２条第４項各号のいずれかに適合しないものとなった

と認めるとき。

（調査等協力）

第１１条　市長は、第６条の規定による認定の通知をした中小企業者に対して、先端設備

等導入計画の執行状況に関する調査への協力及び報告を求めることができるものとする。

（関係部署との連携）

第１２条　市長は、先端設備等導入計画の認定及び調査を行うために、必要な事項につい

て関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（運用）

第１３条　この要綱に定める運用方法は、中小企業庁事務連絡中小企業等経営強化法にお

ける先端設備等導入計画の運用に係る実施要領（令和３年６月１６日改訂）に基づくも

のとする。

（委任）

第１４条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成３０年６月２６日から施行する。

２　この要綱は、本市導入促進基本計画の認定期間限りで、その効力を失う。ただし、認定期間内に第６条による申請手続きをした中小企業者については、この要綱は、同日後もなおその効力を有するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成３０年７月３１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年６月１６日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、令和３年１２月２８日から施行する。

様式第１号

千葉市指令　第　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

先端設備等導入計画に係る認定通知書

年　月　日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第５２条第４項の規定に基づき認定する。

　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　印

認定要件

1. 認定された先端設備等導入計画に沿って、事業を円滑に遂行すること。
2. 先端設備等導入計画に変更が生じた場合、又は計画の遂行が困難となった場合等に

おいては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。

1. 先端設備等導入計画の執行状況に関する報告及び調査等に協力すること。

様式第２号

千葉市指令　第　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

先端設備等導入計画に係る不認定通知書

年　月　日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とする。

　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

１　不認定の理由

２　その他

審査請求等

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

千葉市指令　第　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書

年　月　日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第５３条第５項において準用する法第５２条第４項の規定に基づき認定する。

　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

１　変更内容　　　変更前

　　　　　　　　　変更後

２　その他

３　認定条件

（１）認定された先端設備等導入計画に沿って、事業を円滑に遂行すること。

（２）先端設備等導入計画に変更が生じた場合、又は計画の遂行が困難となった場合等に

おいては、速やかに市長に報告してその指示に従うこと。

（３）先端設備等導入計画の執行状況に関する報告及び調査等に協力すること。

様式第４号

千葉市指令　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知書

年　月　日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、次の理由により不認定とする。

　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　　印

１　不認定の理由

２　その他

審査請求等

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

先端設備等導入計画に係る中止（廃止）届出書

（あて先）千葉市長

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

年　月　日付け千葉市指令　　第　　号により認定された先端設備等導入計画を中止（廃止）することについて届け出ます。

１　中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）予定年月日　　　　　年　　月　　日

３　その他

様式第６号

千葉市達　　第　　号

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

先端設備等導入計画に係る認定取消通知書

年　月　日付け千葉市指令　　第　　号により認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第５３条第　項の規定に基づき取消しましたので通知します。

　　　年　　月　　日

千葉市長　　　　　　　　　　印

１　取消の理由

２　その他

審査請求等

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第７号

同意書

（あて先）千葉市長

　申請した先端設備等導入計画（以下「導入計画」という。）は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び導入促進基本計画（以下「基本計画」という。）の記載事項に適合したものであることを将来に亘り確約し、導入計画に変更が生じた場合又は計画の遂行が困難となった場合等においては、速やかに市長に報告し、その指示に従うことに同意します。

また、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配するもの

２　代表又は役員が暴力団員であるもの

３　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団

の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

なお、上記の事項を違え、当方の事由により基本方針、基本計画及び導入計画に適合しないこととなった場合又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、導入計画の認定が取消されても異議を申しません。

また、千葉市市税条例附則第５条第１１項又は第１３項に規定される固定資産税の課税標準の特例を当方が受ける場合には、当方の発意により税務申告を行います。加えて、千葉市財政局税務部に当方の導入計画に関する情報を提供することに同意します。

年　　月　　日

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

（参考）

千葉市長　　　　　　　殿

住　　　所　○○県○○市○○１丁目２－３

名　　　称　株式会社○○製作所

　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　代表取締役　○○ ○○ 印

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

１．事業の実施状況について

２．先端設備等導入計画の変更について

* 1. 変更事項
	2. 変更事項の内容